

(事務連絡)  
平成28年10月

事業主様  
担当者様

大阪織物商健康保険組合

### 健康保険事務の取扱い等の変更について

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、マイナンバー制度が施行されたことに伴い、健康保険事務の取扱いを下記のとおり変更いたしますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 厚生年金保険等の適用関係届出書の回付事務の廃止について（平成29年1月実施）

現在、厚生年金保険等への適用関係の届出書は、当組合から管轄の事務センター又は年金事務所へ回送する「回付事務」を行っていますが、今後、適用関係の届出書に個人番号が記載されることに伴い回付事務が出来なくなります。

当組合におきましては、年金事務所等への回付事務は平成28年12月28日受付分をもちまして終了とさせていただきますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

大阪織物商厚生年金基金加入の事業所様におかれましては、厚生年金保険分の届出書は基金分と併せて直接、大阪織物商厚生年金基金へご提出くださいますようお願いいたします。

また、大阪織物商厚生年金基金未加入の事業所様は、直接管轄の日本年金機構事務センター又は年金事務所へご提出をお願いいたします。

【平成29年1月以降の厚生年金保険分送付先】※基金未加入の場合

大阪府内の事業所    ⇨    日本年金機構    大阪広域事務センター  
〒541-8533  
大阪府中央区久太郎町4-1-3    大阪御堂筋ビル9F

その他の事業所    ⇨    管轄の年金事務所

#### 2. 国民年金第3号被保険者関係届の回付事務廃止後の取扱いについて（平成29年1月実施）

厚生年金保険等への回付事務の廃止後は、当組合へ証明依頼があった場合は、証明後事業主様へ返却しますので、直接管轄の日本年金機構事務センター又は年金事務所へご提出ください。

なお、当組合の証明の他、次のいずれかの証明でも届け出が可能になりました。

- ① 事業主様が3号届の余白部分等へ健康保険組合の被扶養者の認定を証明する。
- ② 健康保険組合の被扶養者の認定を証明した任意様式（別紙参照）を3号届に添付する。
- ③ 健康保険組合から交付された被扶養者（第3号被保険者）の健康保険証の写しを3号届に添付する。

※第3号被保険者の資格取得日と扶養認定日が異なるときは、他の書類の提出を求められる場合があります。

### 3. 提出された電子媒体の取扱いについて（平成29年1月実施）

提出された電子媒体については、処理終了後に返送していましたが、平成29年1月以降に提出された電子媒体については、当組合において読み取り出来ない状態にして廃棄します。

なお、決定通知書を送付する際に、新しい電子媒体（CD-R）を同封しますので、ご利用ください。

お問い合わせ先：適用課06（6203）4081

「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」  
に関する確認事項（事業主証明）

届書記載の第3号被保険者（氏名\_\_\_\_\_）について、健康保険組合の被扶養者認定の結果に基づき、配偶者（第2号被保険者）の被扶養者であることを確認する。

扶養認定年月日      平成      年      月      日

（資格取得（種別変更・種別確認）年月日と同じ場合は記載の必要はありません。）

平成      年      月      日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

⑩

電話番号

※この証明書は「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」とあわせて提出してください。